

## 福祉専門職の作成支援による



## 個別避難計画

作成をお願いしております！

## 個別避難計画とは？

避難行動要支援者の個別避難計画とは、災害時に安全に避難するために、「✓ 逃げる場所 ✓ 逃げるタイミング ✓ 手伝ってくれる人 ✓ 用意しておくもの」などを、あらかじめ一人ひとりについて決めておくものです。この計画は、忠岡町と関係機関で共有します。

## 忠岡町の避難行動要支援者とは？

対象者

- 要介護認定3以上の方
- 身体障害者手帳1・2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 療育手帳A判定の方
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の方(独居高齢者含む)
- 難病患者の方
- 乳幼児がいるひとり親世帯の方
- 妊産婦の方

対象者のなかで、災害時に自力で避難することが困難な方のことです。

## 作成支援をお願いする理由



- ・近年の災害では、ご高齢の方や障がいのある方など、支援が必要な方が被害を受けやすい傾向があります。
- ・個別避難計画は、一人ひとりの状況に合わせて作ることが重要です。
- ・そのため、日頃から支援に関わっている福祉専門職の皆さまの協力を得て、安心して避難できる計画づくりを進めています。

## 作成支援の手順について



- ・福祉専門職の皆さま向けの「個別避難計画作成マニュアル」をご参照ください。
- ・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

詳細はホームページへ↓



みんなが助かるために考えよう！

日本一小さなまち

忠岡町

ただおかちょう



せやなっ!!

## 個別避難計画の問い合わせ先



忠岡町役場町長公室自治防災課

電話：0725-22-1122

メール：tadaokajichi@town-tadaoka.jp

住所：泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号